険業法第116条第１項の規定により責任準備金として積み立てないものに限る。）に相当する部分であって、各加入者等に係る払込保険料の全額のうちに占める割合が、千分の３以下である部分を除いた全額が、当該加入者等が60歳に達した日以後の日における生存を支給事由とする保険金の支払に充てるため、同法第116条第１項の規定により責任準備金として積み立てられるものであって、同法第118条第１項に規定する特別勘定に属しないものに限る。）の保険料の払込みであって、次のとおり分類されたもの

⑴～⑶　（略）

⑷　第６条第23項第２号ロ⑷に掲げる金銭の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無

ロ・ハ　（略）

五　次に掲げる損害保険の保険料の払込みであって次に掲げるもの

イ　損害保険会社（法第８条第１項第４号に規定する損害保険会社をいう。以下同じ。）であって、保険契約者保護機構の会員の資格を有するものへの損害保険（各加入者等に係る払込保険料から、保険業法施行規則第70条第１項第１号ロに規定する未経過保険料及び同項第３号に規定する払戻積立金の合計額を控除した部分（各加入者等に係る払込保険料の全額のうちに占める割合が、千分の３以下であるものに限る。）を除いた全額が、返戻金の支払に充てるため、保険業法第116条第１項の規定により責任準備金として積み立てられるものであって、同法第118条第１項に規定する特別勘定に属しないものに限る。）の保険料の払込みであって、次のとおり分類されたもの

⑴～⑶　（略）

⑷　第６条第23項第２号ロ⑷に掲げる金銭の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無

ロ・ハ　（略）

２　（略）

附　則（平成26年４月30日公告）

（存続連合会に係る改正前規約の効力等）

第３条　（略）

２　存続連合会について次の表の左欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第６条第15項	又は同法第91条の28第１項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの	、同法第91条の28第１項の規定による積立金（同法第59条に規定する積立金をいう。）の移換の申出をしようとするもの、平成25年改正法附則第56条第１項の規定による年金給付等積立金等の移換の申出をしようとするもの又は平成25年改正法附則第59条第１項の規定による積立金（平成25年改正法附則第57条第１項に規定する積立金をいう。以下同じ。）の移換の申出をしようとするもの
（略）	（略）	（略）

険業法第116条第１項の規定により責任準備金として積み立てないものに限る。）に相当する部分であって、各加入者等に係る払込保険料の全額のうちに占める割合が、千分の３以下である部分を除いた全額が、当該加入者等が60歳に達した日以後の日における生存を支給事由とする保険金の支払に充てるため、同法第116条第１項の規定により責任準備金として積み立てられるものであって、同法第118条第１項に規定する特別勘定に属しないものに限る。）の保険料の払込みであって、次のとおり分類されたもの

⑴～⑶　（略）

⑷　第６条第22項第２号ロ⑷に掲げる金銭の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無

ロ・ハ　（略）

五　次に掲げる損害保険の保険料の払込みであって次に掲げるもの

イ　損害保険会社（法第８条第１項第４号に規定する損害保険会社をいう。以下同じ。）であって、保険契約者保護機構の会員の資格を有するものへの損害保険（各加入者等に係る払込保険料から、保険業法施行規則第70条第１項第１号ロに規定する未経過保険料及び同項第３号に規定する払戻積立金の合計額を控除した部分（各加入者等に係る払込保険料の全額のうちに占める割合が、千分の３以下であるものに限る。）を除いた全額が、返戻金の支払に充てるため、保険業法第116条第１項の規定により責任準備金として積み立てられるものであって、同法第118条第１項に規定する特別勘定に属しないものに限る。）の保険料の払込みであって、次のとおり分類されたもの

⑴～⑶　（略）

⑷　第６条第22項第２号ロ⑷に掲げる金銭の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無

ロ・ハ　（略）

２　（略）

附　則（平成26年４月30日公告）

（存続連合会に係る改正前規約の効力等）

第３条　（略）

２　存続連合会について次の表の左欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（新設）		
（略）	（略）	（略）